

令和3年第5回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和3年11月15日 開会

令和3年11月15日 閉会

新十津川町議会

令和3年第5回新十津川町議会臨時会

令和3年11月15日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第10号 専決処分の報告について
- 第4 報告第11号 専決処分の報告について
- 第5 議案第53号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議案第54号 工事請負契約の変更契約の締結について

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

窪田謙治君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和3年第5回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、6番、杉本初美君。
7番、西内陽美君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎報告第10号の報告、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第10号、専決処分の報告についてを議題といたします。
内容の報告及び説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） 改めておはようございます。ただいま上程をいただきました報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第4号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を減額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、令和3年10月19日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、旧JR札沼線線路施設撤去工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和3年6月11日議案第40号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額5,478万円、(2)変更後の額5,346万円、(3)増減額132万円の減。

4、変更の理由、構造物撤去工、防風林伐採工等において、概数としていた数量の確定による請負額の変更が生じたことによるものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第10号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第11号の報告、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第4、報告第11号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

7ページをお開き願います。

専決第5号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和3年10月28日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業キャンプ場オートサイト整備工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和3年4月28日議案第29号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額6,028万円、(2)変更後の額6,448万2千円、(3)増減額420万2千円の増。

4、変更の理由、敷地造成土量、電源設備の規格等の変更並びに張芝及びすきとり物の運搬処理等において概数としていた数量の確定による請負額の変更が生じたものでござい

ます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 4番の変更の理由についてお伺いいたします。

中に電源設備の規格等の変更とございますが、こういった規格をどのように変更したのか、また、その変更するに至った理由についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

質問の内容として、電源設備の件についてだと思っておりますけれども、こちらは、当初、電源設備工が、キュービクルがございまして、文化伝習館の所からキャンプ場に既設で繋がっていたキュービクルに電源施設があったのですけれども、こちら当初50キロワットを予定していたのですが、入っていた中身が当初の計画よりも大きいものが入っていて、その差を埋めなければならないもので、50キロボルトアンペアから75キロボルトアンペアに増設したということがございます。

理由につきましては、当初の計画でみていたのですけれども、その当初の計画の中身が、ちょっと記載が更新されていなくて、それで今回そのような設計変更を行ったということでございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第11号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第53号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第53号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222万4千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,429万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第53号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第5号につきまして、内容をご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額759万8千円。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金206万7千円と、同じく、ワクチン接種体制確保事業費補助金553万1千円の合計額でございます。計5億7,705万4千円。

16款、道支出金。補正額10万4千円。これは、未熟児養育医療費負担金でございます。計5億3,998万1千円。

20款、繰越金。補正額443万1千円。これは、前年度繰越金を財源充当するものでございます。計443万2千円。

21款、諸収入。補正額9万1千円。これは、未熟児養育医療費徴収金でございます。計3億8,670万8千円。

歳入合計、補正額1,222万4千円、計73億2,429万8千円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額330万円。計9億9,060万6千円。財源内訳、一般財源330万円。

4款、衛生費。補正額810万6千円。計5億8,861万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金770万2千円、その他9万1千円、一般財源31万3千円。

10款、教育費。補正額81万8千円。計6億2,123万7千円。財源内訳は一般財源81万8千円。

歳出合計、補正額1,222万4千円。計73億2,429万8千円。財源内訳、特定財源で国道支出金770万2千円、その他で9万1千円、一般財源は443万1千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額330万円、計1億2,892万8千円。財源内訳は一般財源330万円。内容を申し上げます。事業番号4番、総合健康福祉センター管理運営事務330万円。これは、ゆめりあホールの音響機器に音割れが発生するようになり、今後のホール貸館において不具合が生じることから、これを改修するものでございます。内容は、システムコントローラーを内蔵するアンプ6台の更新と調整など作業にかかるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

4款1項3目福祉医療費。補正額50万8千円、計3,984万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金10万4千円、その他9万1千円、一般財源31万3千円。内容を申し上げます。事業番号4番、未熟児養育医療費助成事業50万8千円。これは、当初、1件分を見込んでございました未熟児養育医療費助成について、もう1件対象となる案件が出たことから、この1件分に係る経費について補正計上するものでございます。

次、4目予防費。補正額759万8千円、計9,737万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金759万8千円。内容を申し上げます。事業番号5番、新型コロナウイルス予防接種事業759万8千円。これは、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る経費を補正計上するもので、ワクチン接種にかかる医療機関への委託料231万4千円と接種券発券や接種記録登録に係るシステム改修で528万4千円の合計額でございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

10款2項2目教育振興費。補正額81万8千円、計3,809万8千円。財源内訳は一般財源81万8千円。内容を申し上げます。事業番号2番、小学校特別支援教育事業81万8千円。これは、本町に転入する障害のある児童に対する小学校の受入態勢を整えるための経費を補正計上するものでございまして、内容は、本年11月に本町小学校に転入する予定の病弱・身体虚弱児童に係る経管栄養接種など医療的ケアを行うための看護師の派遣経費でございます。

以上、一般会計補正予算第5号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 28ページの予防費のことなのですが、議長にちょっと確認で、質問できなければ取り下げするのですが、コロナワクチンのことで今回補正になっているのですが、同じワクチン接種ということで、インフルエンザのことで聞く機会がないので、質問していいかどうかまず確認したいのですよ。

いいですか。

○議長（笹木正文君） ちょっと待って下さいね。

ちょっと今回は、だめということで、終わったあとということでお願いいたします。

○10番（安中経人君） はい、分かりました。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、原契約、（1）契約の目的、新十津川駅跡地整備事業文京3号通り・文京2条中通り道路新設工事、（2）契約締結日、令和3年7月29日、（3）工事場所、新十津川町字中央、（4）契約金額、4,785万円、（5）契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。

2、変更内容、契約金額変更前4,785万円、変更後4,870万8千円。

3、変更理由、基礎材及び路盤材に使用する資材の変更等による請負額の変更が生じたものでございます。

裏面に工事の概要、文京3号通り、文京2条中通りの内容が記載をしております。

提案理由にあります議会の議決に付すべきこの金額については、予定価格5,000万円以上ということになってございまして、当初、発注する段階においては、予定価格においては4,941万2千円であったものが、変更後5,030万3千円と5,000万円を超えたことから、今回、工事請負契約の変更契約の締結ということで上程をさせていただいたところでございまして、非常にケースとしては例の少ないケースでございます。

このようなことから、変更後の金額においても予定価格は5,000万円を超えておりますけれども、契約金額はその請負額との比率によって4,870万8千円と、5,000万円は上回ってはおりませんけれども、予定価格が超えていることから議会に議決案件として提案をさせていただいた内容になってございます。

なお、履行期限は、令和3年12月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第5回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員